

特定非営利活動法人

かながわ福祉移動サービスネットワーク

定 款

特定非営利活動法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 かながわ福祉移動サービスネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、移動することを基本的人権ととらえ、障がい者や高齢者等あらゆる移動困難者とその移動を支援する非営利移動サービス市民活動団体を対象に、団体等が連携して共に育ちあうことを推進する事業を行うとともに、「移動の自由」を拡大するための調査や研究、提案活動を行うことにより、行政や公共交通機関等と協働して福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1) 移動サービスに関する相談対応や情報提供等の支援事業
 - 2) 団体間の連携とネットワーク化を図り、移動サービスを推進する事業
 - 3) 政策・制度の提言活動
 - 4) 研修事業
 - 5) 講演会等開催事業
 - 6) 調査・研究活動
 - 7) 会報、出版物の発行等普及啓発活動
 - 8) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した非営利の団体および個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的を理解し、支援を行おうとする団体および個人

（入会）

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとし、理事会の審議を経て理事長が承認する。ただし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員は次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき、または個人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員がこの定款に違反し若しくは法人の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときには、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただし、この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員および職員

（役員の種別と定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、理事長1人を置き、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算に関する事項
- (5) 事業報告および収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。ただし、第15条第4項第4号の規定による臨時総会は監事が招集する。

2 理事長は、臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集

しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、理事長または監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席正会員が表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款で定めるものを除いて、出席正会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、通知された議案の各々について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条(定足数)、第28条(議決)、第30条(議事録)および第48条(定款の変更)については、総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者総数および議決参加者数の表記において、書面表決または表決委任をした正会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事または監事から理事会開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、理事長は、理事会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要とされる資料、欠席理事が書面による表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した理事は、第36条(定足数)、第39条(議事録)については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名または記名押印しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 理事長は次の原則によってこの法人の財務を管理しなければならない。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画および収支予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第45条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存す

る財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会で選定した法人に帰属する。

(合併)

第51条 他の特定非営利活動法人との合併を行うときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行い、あわせて神奈川新聞に掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 河崎 民子

副理事長 澁谷 路代

副理事長 河村 尚子

理事 高野 貞治

理事 大霜 恵子

理事 中澤 隆治

理事 若林 恵子

理事 清水 弘子

理事 石山 典代

監事 山野上啓子

監事 田川 元子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2006年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の年会費は、月割の額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費 3,000円